

高齢者施設における 2 階食堂窓の設置・管理の瑕疵の有無

【文 献 種 別】 判決／東京高等裁判所
【裁判年月日】 平成 28 年 3 月 23 日
【事 件 番 号】 平成 26 年（ネ）第 5371 号
【事 件 名】 損害賠償請求控訴事件
【裁 判 結 果】 一部認容
【参 照 法 令】 民法 415 条・717 条、介護保険法 1 条
【掲 載 誌】 判例集未登載

LEX/DB 文献番号 25542671

事実の概要

A（当時 85 歳）は、Y の開設する介護老人保健施設（以下「Y 施設」とする）の認知症専門棟に短期入所していたが、Y 施設の 2 階にある食堂の窓から外に出て、雨どい伝いに降りようとして地面に落下し、搬送先の病院で死亡した。A が落下した食堂の窓には、片開きで 75mm（両開きで 150mm）以上は開かないように（中間止めのため）ストッパーが設置されていたが、A が窓から落下した当時、A はそれを 210mm まで開放し、そこから外に出たのであった。

A の入所の際に、Y 施設が取得した A についての診療情報提供書には、「痴呆性老人の日常生活自立度」は「IV」（認知症による症状・行動が頻繁にみられ、常に介助を必要とする状態）とされ、A の介護計画書には、A につき、認知症で帰宅願望がある旨の記載があった。

A の子である X らは、認知症専門棟は 2 階にあり、利用者は同階から自由に外出できないようにされていたため、帰宅願望のある利用者は、自力での抜け出しを図り窓からの抜け出しに至る危険性が高かった上、認知症専門棟にある食堂の窓には、踏み台となるキャビネットが設置されるなど、窓からの抜け出しが行われやすい状態にあったことなどから、Y 施設の職員は、利用者が窓からの抜け出すことを予見すべき義務があったこと、また、Y 施設の食堂の窓には、ストッパーが設置されていたが、それは、本件窓からの転落事故防止対策として何ら有効とはいえず、本件窓は、介護施設の認知症専門棟の窓として「通常有すべき安全性」を欠くものであったとして、A の死亡は Y 施設における安全配慮義務違反又は上記食堂の窓

に係る瑕疵によるものである旨を主張し、Y に対し、債務不履行又は不法行為（使用者責任もしくは工作物責任）に基づき、A に生じた損害のうち X らの相続分に係る各 1,177 万 3,741 円及び遅延損害金の支払いを求め本訴を請求した。

第一審は、Y が A の帰宅願望が強いことを認識していたとしても、A の行動はエレベータに乗り込む、廊下の奥の引き戸を叩くといったものであって、窓を開けて施設を抜け出そうとしたことは一度もなく、A の帰宅願望を認識していたことをもって直ちに 2 階の窓をこじ開けて施設を抜け出すことまで予見することはできないとし、安全配慮義務違反ないし工作物責任について、いずれの請求も棄却した。

X からの控訴に対して、本判決では、Y の安全配慮義務については認めなかったが、工作物責任による 978 万円余りの損害賠償及び遅延損害金の支払いを認め、Y の主張する過失相殺は認めなかった。

判決の要旨**1 安全配慮義務違反について**

事故当時の A は、「認知症専門棟の廊下をゆっくり歩行するだけで、不穏な様子も訴えもなかったというのであり、また、限られた当直施設職員により A 以外にも 48 名の入所者の介護を行わなければならなかったことを考慮すれば、A が認知症専門棟を抜け出さない限りは、暫時、A に自由に行動させたからといって、Y ないし Y 施設職員に安全配慮義務違反があるということとはできない」。

2 工作物責任について

「認知症に関する一般的知見に照らせば、認知症患者の介護施設においては、帰宅願望を有し徘徊する利用者の存在を前提とした安全対策が必要とされ、上記のような利用者が、2階以上の窓という、通常は出入りに利用されることがない開放部から建物外へ出ようとすることもあり得るものとして、施設の設置又は保存において適切な措置を講ずべきであるといえる。」

そして、窓の開放制限措置として設置されていた「本件ストッパーは、本件窓をコツコツと特に大きな力によることなく当てることにより容易にずらすことができ、ごく短時間で大人が通り抜ける程度のすき間が開けられるというのである。このような本件ストッパーのずらし方は、帰宅願望を有する認知症患者が、帰宅願望に基づき本件ストッパーの設置された窓を無理に開放しようと考えた際、思いつき得る方法と認められる。」

またストッパーの包装紙に印刷された取付方法及び使用方法によれば、中間止めはストッパーの製造業者が想定した使用方法ではないと認められることから、窓の開放制限措置としては不適切で、通常有すべき安全性を欠いていたものと認めるのが相当である。

「土地工作物責任においては、工作物（本件においては本件窓）が通常有すべき安全性を欠く状態にあるため設置・保存の瑕疵があるといえるか否かが問題とされるのであり、そこでは、通常予想される危険を前提としたときに当該工作物が備えるべき安全性を備えているか否かが問題とされるのであるから、……本件事故時のAの行動は、上記（認知症の一筆者）一般的知見に沿うものと認められるのであるから、通常予想される危険に属するものというべきであり……、その危険を防止する上で本件ストッパーによる開放制限措置が不適切なものであった以上、本件窓は、その設置又は保存に瑕疵があったというべきである。そして、本件ストッパーによる開放制限措置が通常有すべき安全性を欠いていたことと本件事故ひいてはAの死亡との間に相当因果関係があることも認められる。」

判例の解説

一 本判決の意義

介護保険制度のもとでは、介護サービス利用者

と事業者との間に介護サービス利用契約が締結される。そこでの債務の具体的な内容については争いがあるものの¹⁾、介護サービスを受ける者の安全に関する義務を事業者が負うことには異論がなく、介護に関して事故が起こった場合、介護を行う者の安全配慮義務違反が問われることとなる。もっとも、施設内での事故は、施設内の段差や手すり、窓やベッドの構造などの要素に起因するものが多いことから、民法717条の工作物責任が安全配慮義務違反と併せて請求されるケースも多い。

これまで幼児や児童など判断能力が十分ではない者が、土地工作物、营造物によって損害を受ける事故が発生した場合、その瑕疵を判断するに当たり、その事情がどの程度考慮されるかについての判例はみられるが、高齢者の事故について、工作物責任が認められた事例は乏しく、本件は、高齢者でかつ認知症の症状が重い者についての事例として注目されるものである。以下ではYの工作物責任について解説を行うことにしたい。

二 工作物責任における「通常有すべき安全性を欠いていること」

1 工作物の瑕疵とは

民法717条は、土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって、他人に損害が生じた場合には、その工作物の占有者が被害者に対して損害賠償の責任を負うとする（717条1項本文）。ただし、占有者が「損害の発生を防止するのに必要な注意」をしていたときは、その損害は所有者が賠償しなければならない（同条ただし書き）。

この責任について、占有者は損害発生の防止に必要な注意を払ったときは免責されることから、無過失の立証責任が占有者に課せられた中間責任とされるのに対し、所有者には、免責事由がないことから、無過失責任を負うものとされている²⁾。しかし、占有者あるいは所有者が右のような責任を負うとしても、民法717条では、あくまで「工作物の設置又は保存に瑕疵」の存在が要件とされていることから、そこでの責任は特殊な形態なものといえ、工作物の瑕疵の意義をどのようにとらえるかによって責任の内容が異なってくる。

この点について学説は、工作物の瑕疵とは、工作物がその種類に応じて備えるべき安全性を欠いていることをいうとし、当該工作物の占有者又は

所有者の個別的具体的な義務違反を問わないとする見解（客観説）³⁾と、工作物を安全良好な状態に保つべき義務違反として把握しなければならないとする見解（義務違反説）⁴⁾とが対立している。

判例は、営造物責任に関するものであるが、「営造物の設置又は管理の瑕疵とは、営造物が通常有すべき安全性を欠いていること」とし、客観説の立場にたつものとみられる（①最判昭45・8・20民集24巻9号1268頁、②最判昭53・7・4民集32巻5号809頁等）。また、通常有すべき安全性が欠如しているかどうかについては、当該工作物の構造、用法、場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して具体的個別的に判断すべきものとされ、（①、②、③最判平5・3・30民集47巻4号3226頁）、通常有すべき安全性とは通常予想される危険を前提とした安全性を指すことから、被害者の異常な行動において生じた危険に対する安全性までは備える必要はないとする（②、④最判昭55・7・17判時982号118頁）。

しかし、何をもって被害者の異常な行動とみるか、殊に、本件のように工作物の安全性を担保するための設備（本件では、ストッパー）が問題とされる場合には、それが被害者の異常な行動と相まって、どの程度までの危険を想定したものでなければならぬかについては、次にみるように判例の基準は必ずしも明確であるとはいえない。

2 安全設備と被害者の異常行動に関する判例

⑤最判昭56・7・16（判時1016号59頁）は、当時3歳7か月の少女が児童公園で一人遊びをしているうちに、プールの周りに張られていた1.8メートルの金網フェンスを乗り越えて、プールサイドに立ち入り、プール内に転落死亡したことから、少女の両親が当該フェンスに忍び返しがなかったことが通常有すべき安全性の欠如であるとして争った事案において、「小学校敷地内にある本件プールの周囲に設置された金網フェンスが幼児でも容易に乗り越えられる構造であって、他方、幼児がこれを乗り越えて本件プール内に立ち入ったことがプールの設置管理者の予測を超えた行動であったとすること」はできないとしている。

これに対して、⑥最判昭60・3・12（判時1158号197頁）では、当時4歳9か月の男児が、市営住宅地のはずれの傾斜地に設置された防水用貯水槽の周囲を取り囲む防護網（高さ1.3メートルの金網製）によじ登って遊んでいるうちに、その

上端から、貯水槽に転落死亡した事案で、⑤と同様、防護網に忍び返しがなかったことが問題とされた。控訴審裁判所は、大人でも子供でも、人が防護網をよじ登るということは、社会通念上、通常予測し得ないことであるから、よじ登り防止のための設備である忍び返しを備えていないことは通常有すべき安全性を欠いたことにはならないとし、上告審においても、その判断を是認し、本件事故は通常予想することのできない男児の行動によって発生したものであるとした。

この2つの事案においては、プールと貯水槽という違いはあるが、それらの周りに安全対策のためのフェンスないし防護網が設置されていたが、その安全設備に忍び返しが備えられていなかったことが通常有すべき安全性の欠如といえるかが問題とされたものである。⑤では、金網フェンスは思慮分別を欠く少女にとって、独力では乗り越えがたい障壁としての役割を果たしていたとの反対意見が付されているが、多数意見では、金網フェンスの構造及び本件プールの場所的環境が重視され、忍び返しがなかったことが、通常有すべき安全性の欠如に当たるとされたようである⁵⁾。これに対して、⑥では、そもそも被害者が、防護網をよじ登ること自体が、通常予想される危険とはいえず、被害者の異常な行為に当たるとしている。両判決においては、もともと安全のための設備であるフェンスや防護網が設けられている場合、それがどの程度までの安全性を担保するものでなければならぬのか、すなわち、幼児がそれによじ登ることまで想定し、その行動によって生じる危険に対しても対処できるものでなければならぬのかについて見解が異なっている。

3 安全設備の評価に関する判例

工作物の安全性を担保するための設備が、どの程度のものであれば通常有すべき安全性を備えているといえるのか、その判断基準として、⑦最判昭61・3・25（民集40巻2号472頁）が参考になると思われる。ここでは、点字ブロック等の新たに開発された視力障害者用の安全設備が国鉄の駅のホームに敷設されていないことが、国家賠償法2条1項にいう設置又は管理の瑕疵に当たるか否かが争われた事案において、（i）その安全設備が事故防止に有効なものとして、全国的ないし当該地域の造営物（工作物）に普及しているか、（ii）安全設備が設置される造営物（工作物）の構造や、

その利用者から予測される事故発生の危険性の程度、(iii) 安全設備を設置する必要性の程度、(iv) 安全設備を設置する困難性の有無などの事情を総合的に考慮する必要があるとし、①②③よりも、さらに客観性のある判断基準を示している。

この判決では、新たに開発された安全設備の設置基準について判断したものであるが、ここでの設置基準は、事故当時において、どの程度までの危険を想定した安全設備が設置されていなければならなかったのかを判断する基準としても有効であると思われる。

三 本判決の検討

本判決では、認知症の一般的知見から、認知症患者は帰宅願望を示すことがあり、その願望に基づく行動を無理に制限すると、かえって「閉じ込められた」と認識して、より強硬に帰宅願望を実現しようとする危険があるということ、また、国民生活センターの「介護事故の実態と未然防止に関する調査報告」などの文献に窓から脱出を試み転落した事故が報告されていることを理由に、本件事故当時、中間止めのストッパーにより 150mm 程度に開放制限がなされていた窓を、A が 210mm まで開放した行動は、通常予想される危険に当たると判断している。しかし、筆者が本判決の引用する国民生活センターの文献を確認したところ「痴呆性老人専用棟の窓は一定範囲以上に開かないようにストッパーを設置していたが、その範囲が広すぎたところから入居者が身を乗り出し、転落し死亡した」という事例が紹介されているのみであり、ストッパーの設置された窓を無理に開放した事例についての記載はみつけれなかった。また本判決で述べられている認知症の一般的知見をみても、無理に窓を開放することについての記述はなく、あくまでも開いている窓からの落下が想定されているように思われる。そのことを前提として、先の⑦の基準を本案に当てはめると、事故当時の窓の開放制限の目的は、開いている窓から認知症患者が落下や脱出をしないようにするところまでが限界といえ、さらに、無理に窓を開放しようとする行動に対応できる機能までも安全設備（ストッパー）が備えていなければならなかったと考えるのは少し無理があるのではないと思われる。そのことからすれば、A の行動は、通常予想される危険を超えたものといえ、Y

施設が通常備えるべき安全性を欠いたとはいえないのではなかろうか。

もっとも、高齢者施設においては、通常の健常者とは異なり施設側は身体能力や判断能力が十分ではない入所者を前提に入所契約を締結している。また、特に本件施設は、認知症専門棟であったことから利用者の精神的機能の低下による、特異な行動を十分に認識しておく必要があり、これらの事情が通常予想される危険の判断に当たって積極的に考慮されることになる⁶⁾。しかし、その一方で、利用者の自立支援を目指す介護保険法の趣旨（介護保険法 1 条）からすれば、施設側には、利用者の安全性のみならず、その人格、自由にも配慮した上でのサービス提供が求められており、介護の現場では、自立の尊重と安全の確保という両者の調節をどのように図るかが、深刻な悩みとなっている。

介護事故に関する情報や事故発生を防止するための有効な方策が、迅速に介護現場に共有される仕組みが重要であるが、少なくとも、本件のように工作物の安全性を担保するための設備が、通常有すべき安全性を備えているかどうかについての判断基準は⑦のように具体的かつ明確なものが求められると解される。

●——注

- 1) 福祉契約論からのアプローチや、役務提供契約からのアプローチ、介護契約からのアプローチなど、それぞれの立場によって、そこで想定される債務の内容が若干異なっている。
- 2) 我妻栄『事務管理・不当利得・不法行為』（日本評論社、1937 年）180 頁以下、幾代通＝徳本伸一『不法行為法』（有斐閣、1993 年）163 頁以下。
- 3) 加藤一郎『不法行為〔増補版〕（法律学全集）』（有斐閣、1974 年）196 頁、幾代＝徳本・前掲注 2）168 頁。
- 4) 國井和郎「道路の設置・管理の瑕疵について——義務違反的構成の試み (I) ～(16)」判タ 326 号、327 号、332 号、335 号、338 号、348 号、372 号、425 号、441 号、451 号、452 号、467 号、469 号、475 号、480 号、481 号（1975～1983 年）。
- 5) この点については、⑥の匿名コメント（判時 1016 号 59 頁）による。
- 6) 東京地判平 13・5・11 判時 1765 号 80 頁、福島地白河支判平 15・6・3 判時 1838 号 116 頁では、工作物が高齢者の利用する施設であることを重視し、高齢者に対応した建物構造、設備構造が求められるとしている。